

# 参考資料

- ・参考資料 1 三篠・觀音地区大規模雨水処理施設整備事業（説明資料）
- ・参考資料 2 都市計画道路 畑口寺田線外 1（説明資料）
- ・参考資料 3 都市計画道路 駅前線（説明資料）
- ・参考資料 4 広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価（概要）
- ・参考資料 5 広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領
- ・参考資料 6 広島市公共事業再評価審議会規則
- ・参考資料 7 広島市公共事業再評価審議会運営要領
- ・参考資料 8 諮問書（写し）

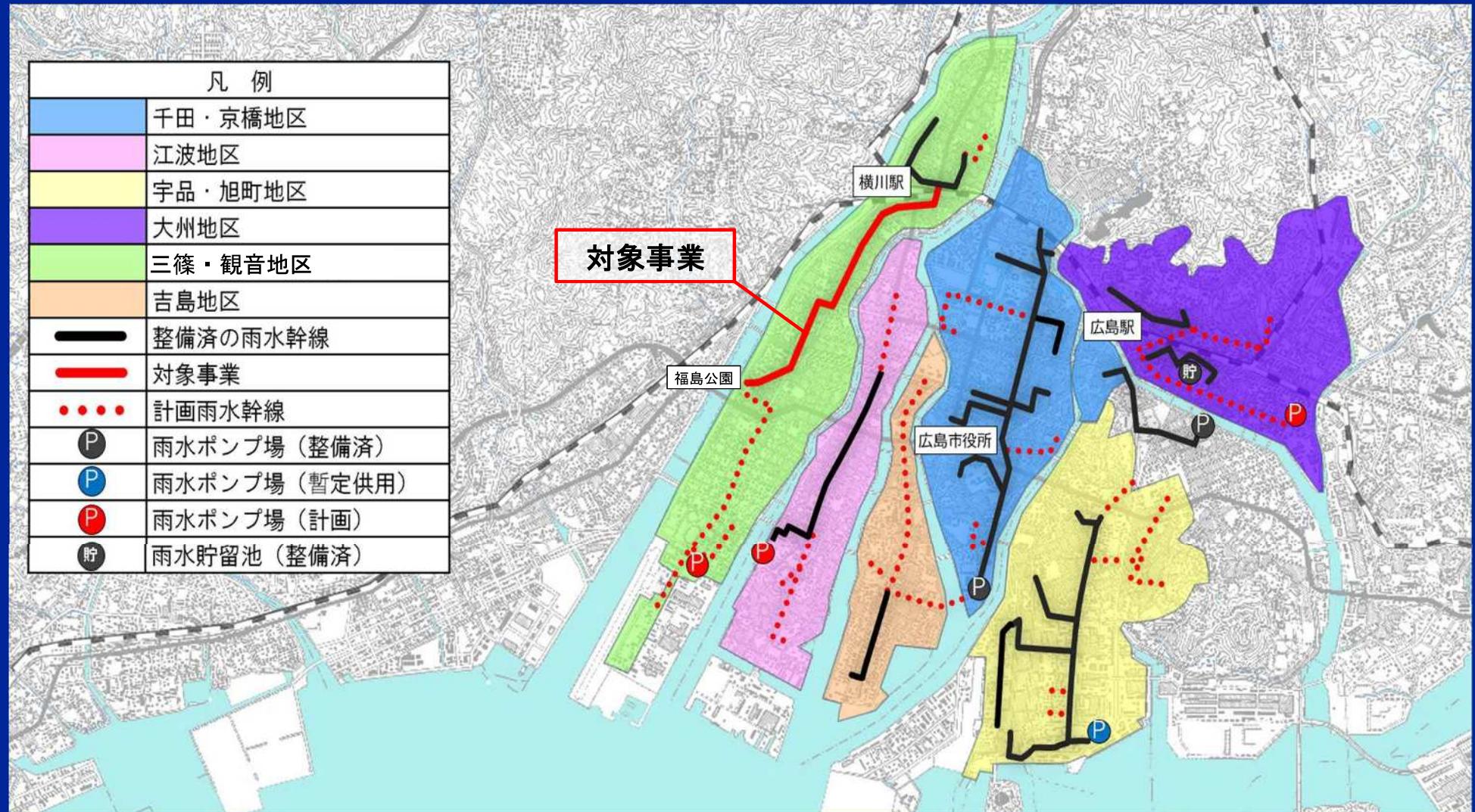
令和7年度 第2回  
広島市公共事業再評価審議会

下水道事業

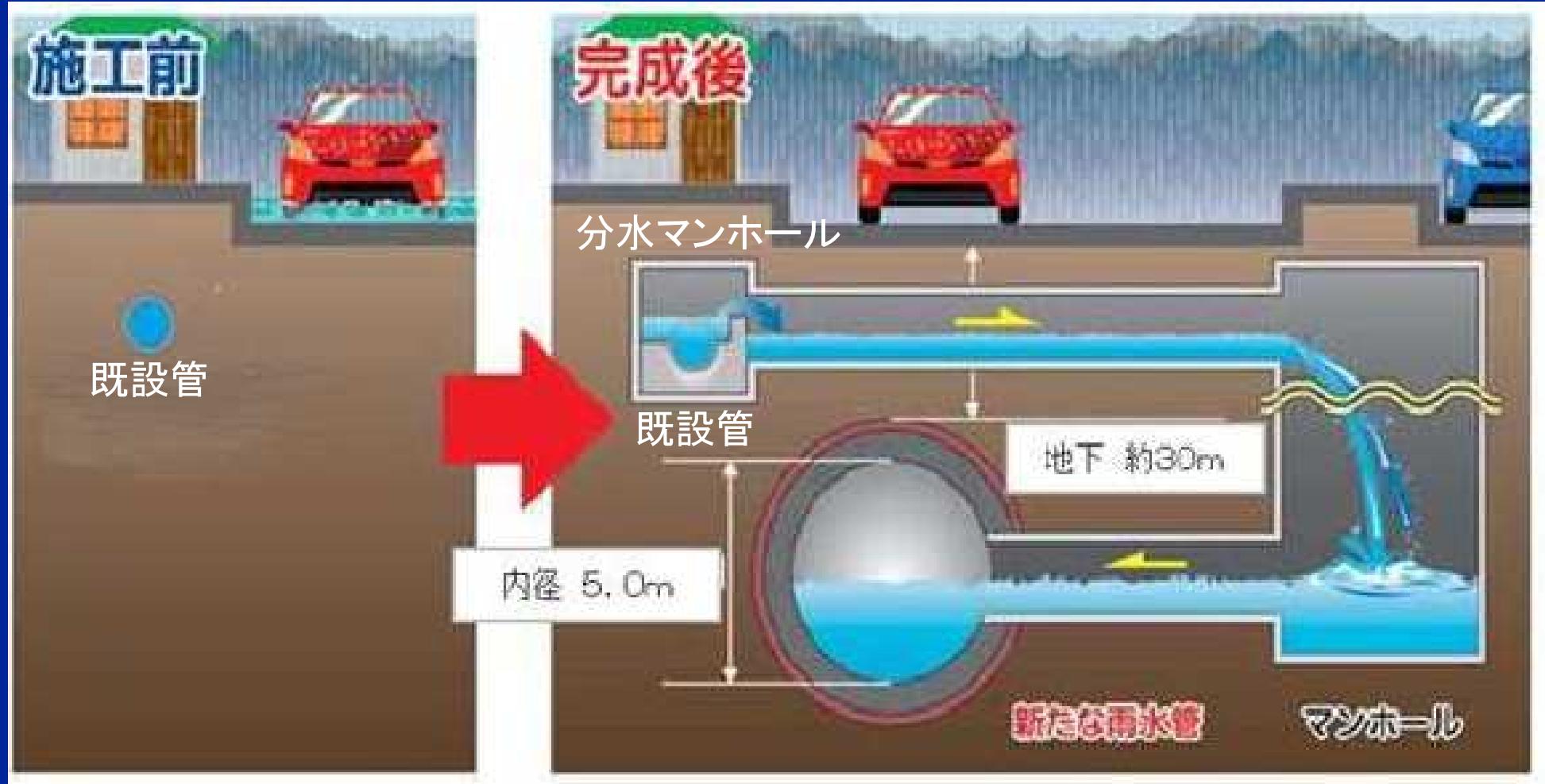
三篠・観音地区  
大規模雨水処理施設整備事業

令和7年11月28日  
広島市下水道局施設部計画調整課

# 事業の概要



# 事業の概要



# 事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果

・定量的効果【B/C】

・定性的効果【事業の効果や必要性】

※B/Cに含まれない効果

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性

・シールドマシンの内部調査を実施するための止水対策工事など(+30億円)  
・上記などに伴う延期期間(+3年)を考慮

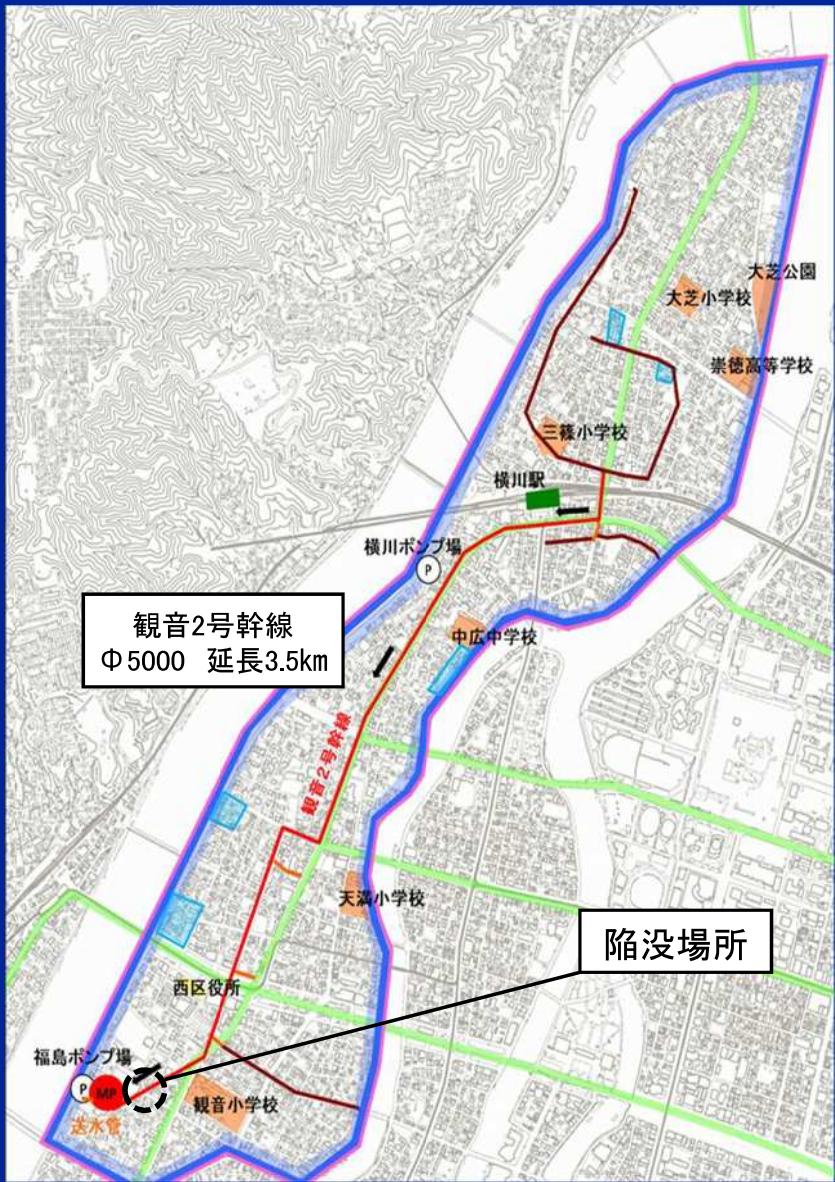
・交通遮断による二次被害の抑制  
・地域の魅力向上などを考慮



対応方針の決定

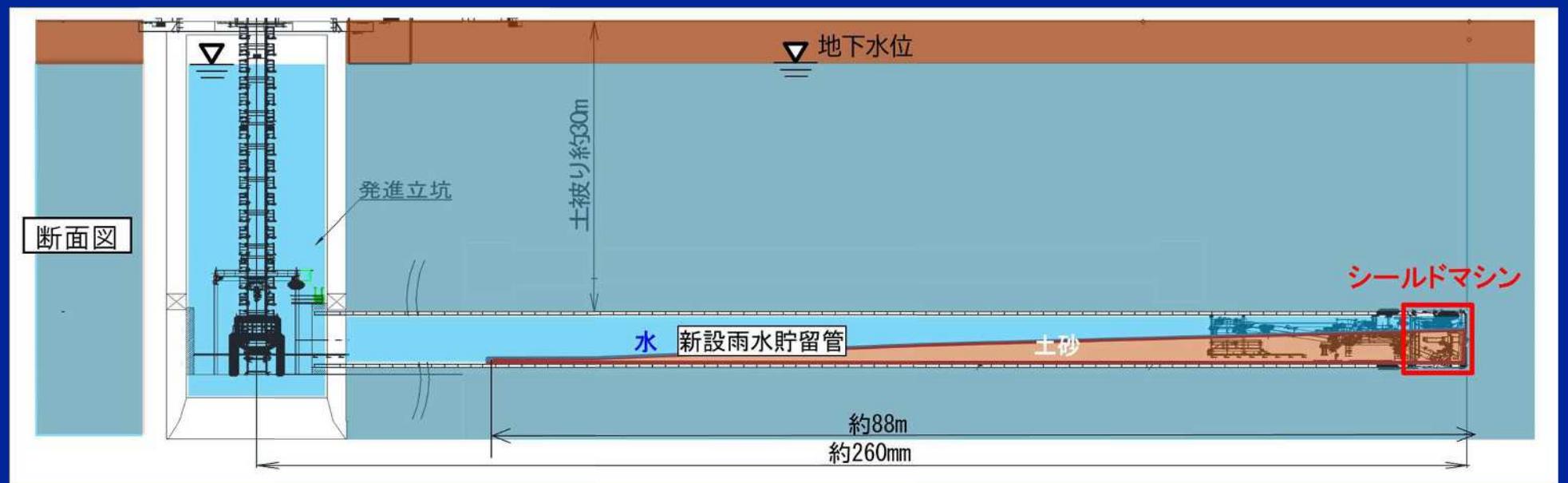
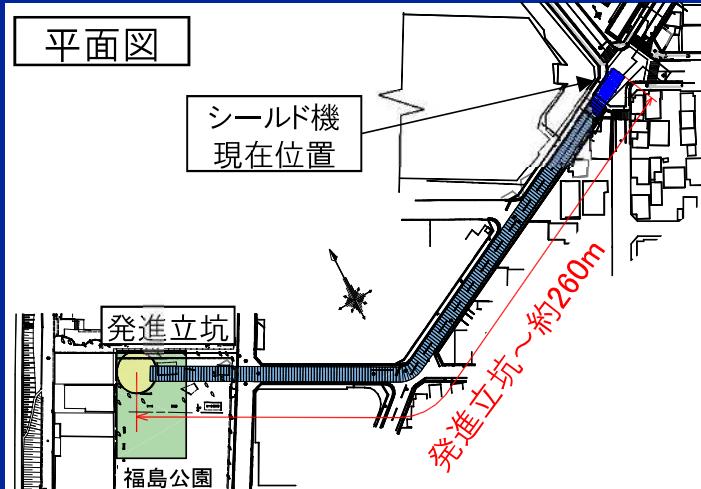
# 再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

## ○現在の整備状況



# 再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

## ○現在の整備状況



# 再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

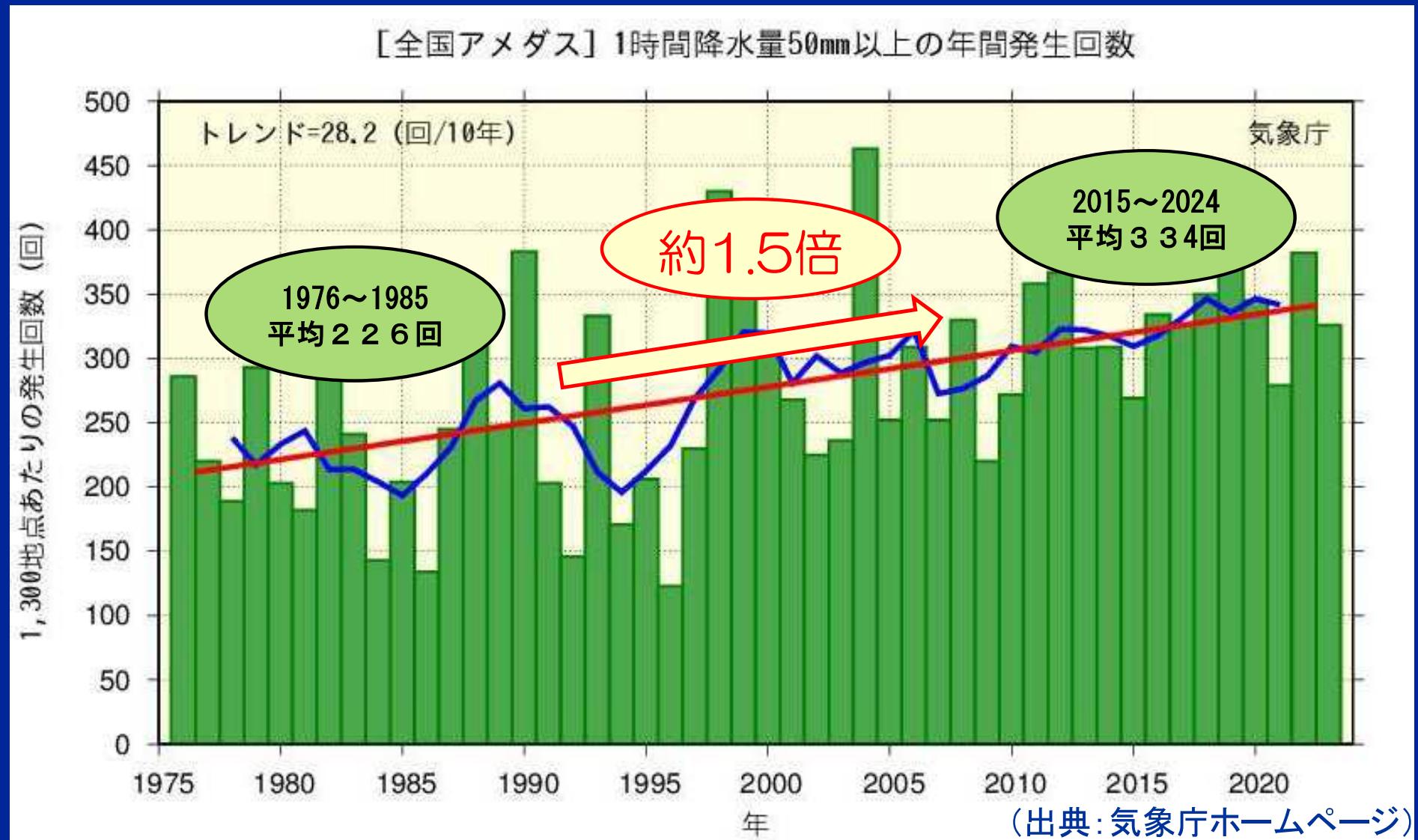
## ○社会経済情勢・地域情勢の変化



浸水対策事業に対する要望は強い

# 再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

## ○自然環境状況の変化



# 再評価の視点 ②事業の投資効果

## ○費用効果分析

※「下水道事業における費用効果分析マニュアル」  
(国土交通省水管理・国土保全局下水道部 令和5年9月)に基づき算出

### 1 費用及び便益算出の前提

社会的割引率:4%、基準年次:評価時点(令和7年度)、検討年数:50年

### 2 便益の算定

- 浸水被害防止額
  - ・直接被害防止額(家屋、事務所被害等)
  - ・間接被害防止額(営業被害、応急対策費用等)

### 3 費用の算定

- 事業費
- 維持管理費

総 便 益

総 費 用

便益の現在価値

費用の現在価値

社会的割引率

現在価値の算出

### 4 費用便益分析の実施

# 再評価の視点 ②事業の投資効果

## 【便益(浸水被害防止額)の算定】

事業を実施しない場合の被害額と実施した場合の被害額の差

※降雨の発生確率を考慮して算定

### ■便益(浸水被害防止額)の内訳

#### ○家屋被害防止便益

浸水面積に1m<sup>2</sup>当たりの家屋評価額と浸水深別の被害率を乗じたものの、実施前と実施後の被害額の差

#### ○事務所被害防止便益

浸水事務所従業者数に従業員1人当たり資産評価額及び在庫資産評価額に浸水深別の被害率を乗じたものの、実施前と実施後の被害額の差

#### ○営業被害防止便益

浸水事務所従業員数に営業停止・停滞日数と付加価値額を乗じたものの、実施前と実施後の被害額の差

#### ○応急対策費用防止便益

浸水世帯数に労働対価評価額と清掃日数を乗じたものの、実施前と実施後の被害額の差

※対応方針の決定に当たっては、上記以外の定量化が難しい事業効果も評価する。

## 再評価の視点 ②事業の投資効果

### ○費用効果分析結果

#### 【費用便益比(事業全体)】

$$\frac{\text{総便益(B)} \\ 1,385.2\text{億円}}{\text{総費用(C)} \\ 184.0\text{億円}} = \text{費用便益比(B/C)} \\ 7.5$$

#### 【費用便益比(残事業)】

$$\frac{\text{総便益(B)} \\ 1,327.7\text{億円}}{\text{総費用(C)} \\ 98.8\text{億円}} = \text{費用便益比(B/C)} \\ 13.4$$



総便益(B)が総費用(C)を上回っている

# 再評価の視点 ②事業の投資効果

## ○事業の効果や必要性の評価

### 【資産被害の低減】

- ・浸水発生による資産被害を低減
- ・資産価値の低下や復旧費用を抑制し社会全体の経済的損失低減

### 【交通遮断による二次被害抑制】

- ・緊急車両の遅延、物流の停滞など  
交通網への波及的な影響を軽減

### 【地域の魅力向上】

- ・浸水に強い安全なまちづくりにより  
災害に強い地域としての魅力向上

### 【精神的負担の軽減】

- ・浸水による不快感やストレスなど  
精神的負担を軽減



# 再評価の視点 ③事業の進捗状況

## ○事業の経過状況

平成22年3月	観音2号幹線事業計画	認可取得
令和2年3月	観音2号幹線事業計画	認可変更
令和3年3月	観音2号幹線事業計画	認可変更
令和3年4月	三篠・観音地区大規模雨水処理施設整備事業計画	策定
令和6年2月	シールド工掘進開始	
令和6年9月	シールド機掘進停止（道路陥没）	
令和6年11月	第1回広島市下水道工事事故調査検討委員会	
令和7年3月	第2回広島市下水道工事事故調査検討委員会	
令和7年11月	損傷した下水道管復旧等完了	

## ○事業の進捗率

事業予定期間	令和3年度～令和12年度
全体事業費	229億円
令和6年度末執行済額	64億円
残事業費	165億円
事業進捗状況(令和6年度末)	28%（事業費ベース）

# 再評価の視点 ④事業の進捗の見込み

## ○今後の見通し

- ・シールドマシンの内部調査を実施するための止水対策工事などを行う
- ・道路陥没事故の原因を究明し、再発防止策などの万全の安全対策を講じて工事を再開するが、事業内容等に変更が生じる可能性がある

## ○感度分析結果

項目	費用便益比(B/C)	
	+10%の場合	-10%の場合
事業費	7.1	8.1
工期	7.3	7.7
資産	8.3	6.8

費用便益比(B/C)がいずれも1.0を上回っている

## 再評価の視点 ⑤コスト縮減や代替案等の可能性

### ○コスト縮減の可能性

- ・施工方法の検討及び新技術・新工法の活用等

### ○代替案等立案の可能性

- ・浸水被害が頻発している状況に加え、近年の気候変動の影響に伴い降雨量が増加傾向にあることから、浸水リスクが増大  
⇒ 抜本的な浸水対策の施設整備が必要



現計画が適当

# 対応方針(案)

## ○対応方針(案)

### 事業継続

## ○対応方針(案)の理由と今後の方針

本事業の対象地区である三篠・観音地区は、JR横川駅等の都市機能が集積した地区であるが、雨水整備水準が低く、浸水被害が頻発している状況に加え、近年の気候変動の影響に伴い降雨量が増加傾向にあることから、浸水リスクが高まっている。このため、個人財産の保護や地域の安全性確保の観点から、抜本的な浸水対策の施設整備を推進していく必要がある。

今後は、事故原因を究明し再発防止策などの万全の安全対策を講じて工事を再開し、早期の事業完成を目指す。

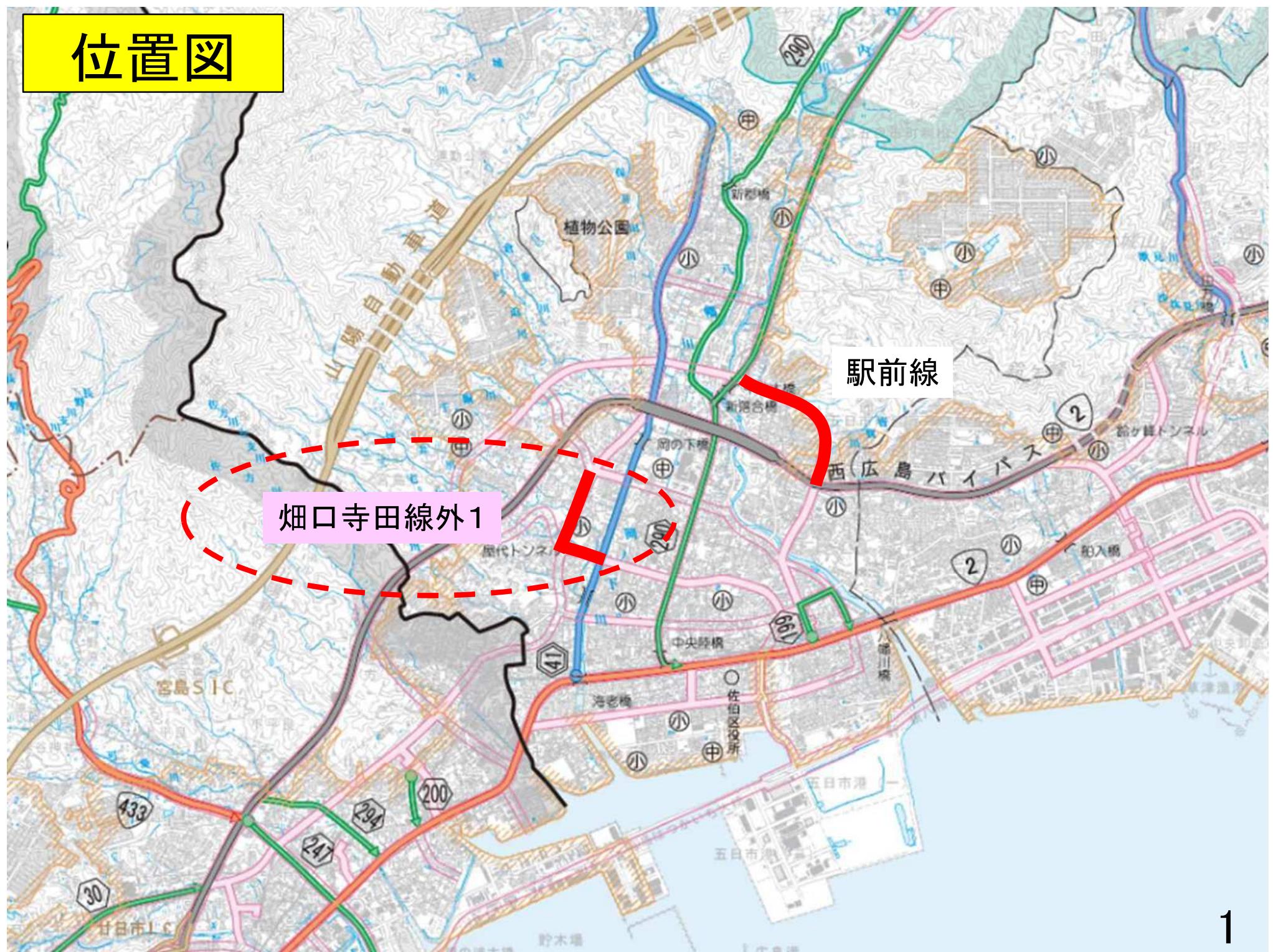
令和7年度 第2回  
広島市公共事業再評価審議会

街路事業

- ・都市計画道路 畑口寺田線外1
- ・都市計画道路 駅前線

令和7年11月28日（金）  
広島市道路交通局道路部街路課

# 位置図



# 事業概要



# 事業概要



## 事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果  $\begin{cases} \cdot B/C(\text{定量的効果}) \\ \cdot B/C\text{以外の効果(定量的・定性的効果)} \end{cases}$

・個性ある地域の形成

・安全な生活環境の確保

・災害への備え 等

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性

対応方針の決定

## 事業再評価の方法

### ■費用便益比(B/C)の算出について

#### 【使用マニュアル】

○費用便益分析マニュアル(令和7年8月 国土交通省)

#### 【基本的な考え方】

- 道路整備を行う場合と行わない場合の便益の差を算定
- 道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較

#### 【計算式】

費用便益比 (B/C) = 総便益(B)／総費用(C)

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【総便益(B)の内訳】

#### ○走行時間短縮便益

整備により短縮される移動時間に車種別の時間価値原単位を乗じたもの

#### ○走行経費減少便益

走行条件が改善されることにより低下する燃料費、タイヤ費、車両整備費などに車種別の走行経費原単位を乗じたもの

#### ○交通事故減少便益

交通事故により生じる損失(人的損害、物的障害、渋滞による損失)の減少

※対応方針の決定にあたっては、上記以外の定量化が難しい事業効果についても評価する。

# 事業再評価の方法

## ■費用対効果分析のフロー

### 1. 費用及び便益算出の前提

社会的割引率：4 % ※1

基準年次：評価時点（令和7年）

検討年数：50年 ※2

※1：最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。

※2：複数の区間又は箇所が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについて、それらをまとめて評価する場合は、事業全体が完成するまでの事業実施期間と耐用年数等により検討年数を設定する

### 2. 便益の算定

#### ①交通流の推計

○交通量 ○走行速度

○路線条件

#### ②便益の算定

○走行時間短縮便益

○走行経費減少便益

○交通事故減少便益

総 便 益

### 3. 費用の算定

○道路整備に要する事業費

○道路維持管理に要する費用

○道路構造物の更新に要する費用

総 費 用

社会的割引率

便益の現在価値

費用の現在価値

現在価値の算出

### 4. 費用便益分析の実施

# 視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

## ■社会情勢・地域情勢の変化

- ① 本事業箇所北側の畠口寺田線外1(延長約770m)が平成22年度に完成
- ② 隣接する廿日市市の畠口寺田線(延長260m)が令和3年度に完成



佐伯区内の道路ネットワークの強化や交通渋滞の緩和、廿日市市へのアクセス向上等に向け、着実に事業を実施中



: 畠口寺田線
: 寿老地中地線
: 国道2号(西広島バイパス)
: 都市計画道路 (畠口寺田線、寿老地中地線除く) 又は国道、主要地方道、県道

※破線は未整備区間又は部分供用区間

## 視点② 事業の投資効果【B/C(定量的効果)】

### ■費用対効果分析の結果

#### 【費用便益比(事業全体)】

総便益(B)  
50億円

÷

総費用(C)  
33億円

=

費用便益比(B/C)  
1.5

【参考:費用便益比(B/C)】  
社会的割引率2%:2.6  
社会的割引率1%:3.7

#### 【費用便益比(残事業)】

総便益(B)  
50億円

÷

総費用(C)  
14億円

=

費用便益比(B/C)  
3.7

【参考:費用便益比(B/C)】  
社会的割引率2%:5.8  
社会的割引率1%:8.0

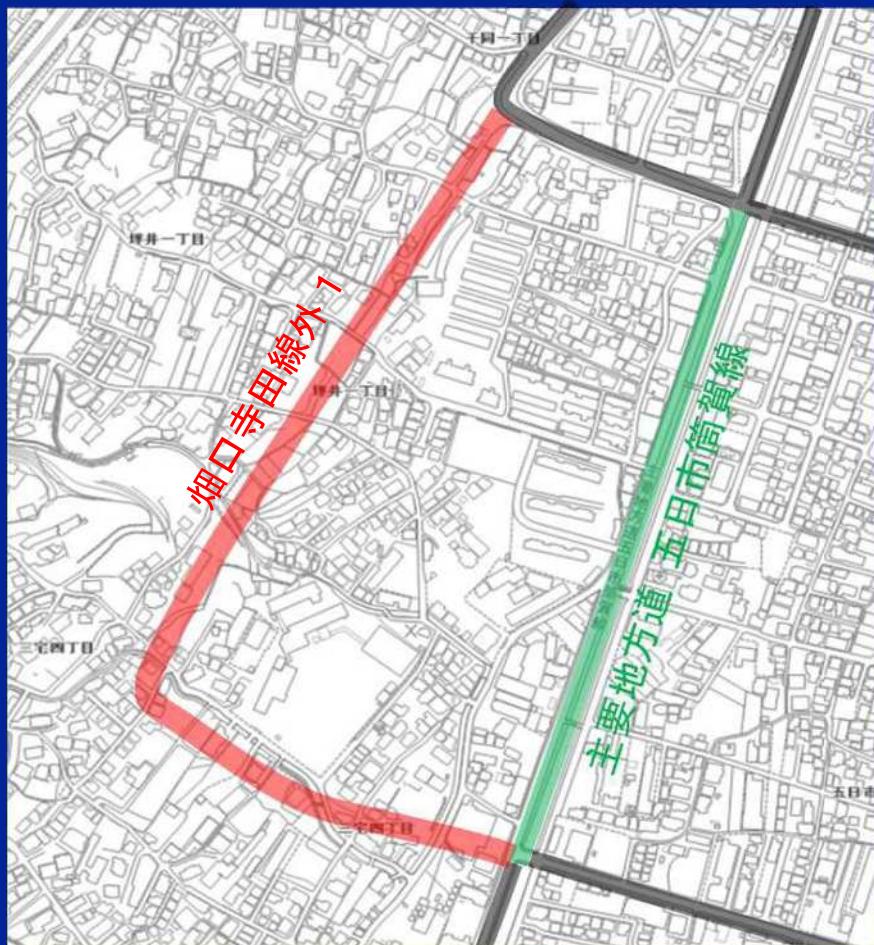
総便益(B)が総費用(C)を上回っている

## 視点② 事業の投資効果【定量的効果】

### ■事業の効果や必要性

【円滑なモビリティの確保】

周辺道路の渋滞損失時間が削減



主要地方道 五日市筒賀線の  
渋滞損失時間(R22)

単位:万人・時間/年

1.00

0.98  
(98.0%) 削減



整備なし

0.02

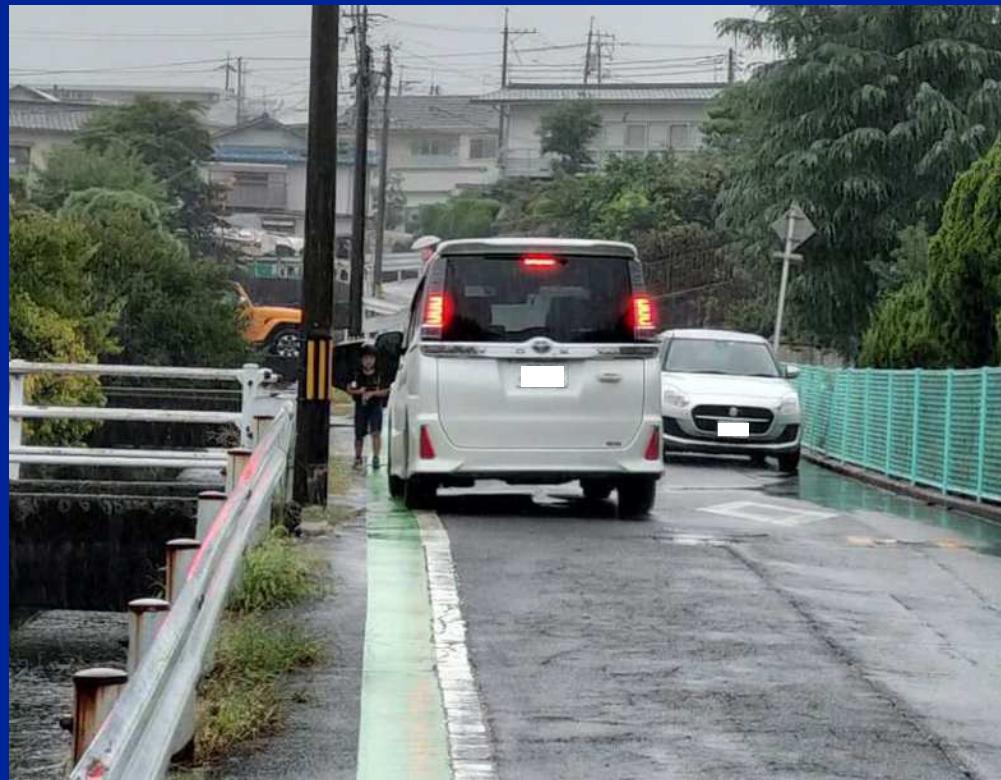
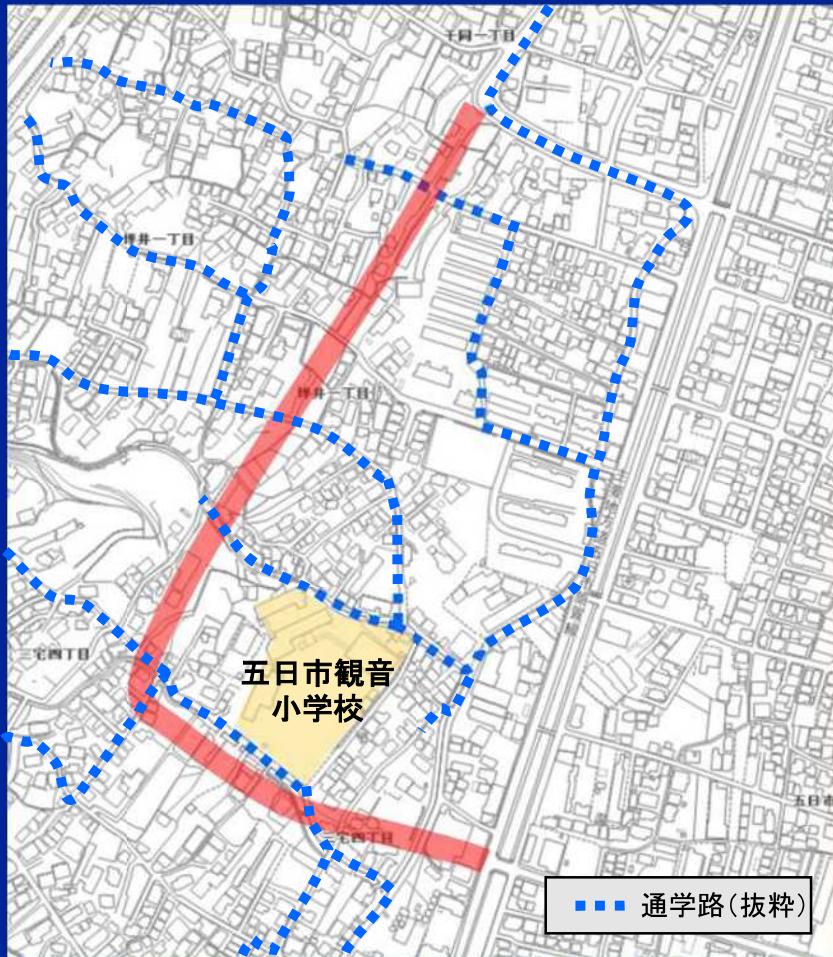
整備あり

## 視点② 事業の投資効果 【B/C以外の効果(定性的効果)】

### ■事業の効果や必要性

【安全な生活環境の確保】

歩行者や自転車の安全性が向上



学区内の事故発生状況 16件/年

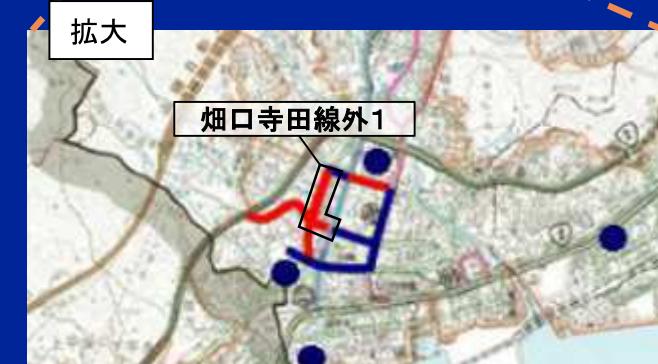
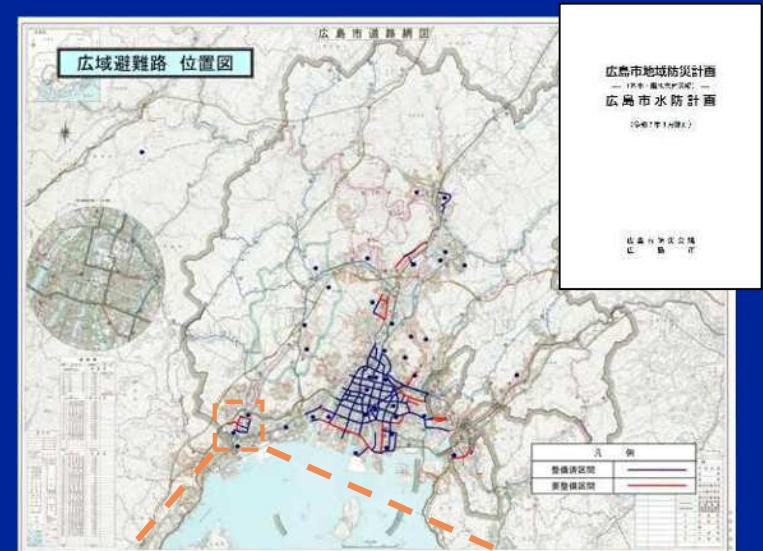
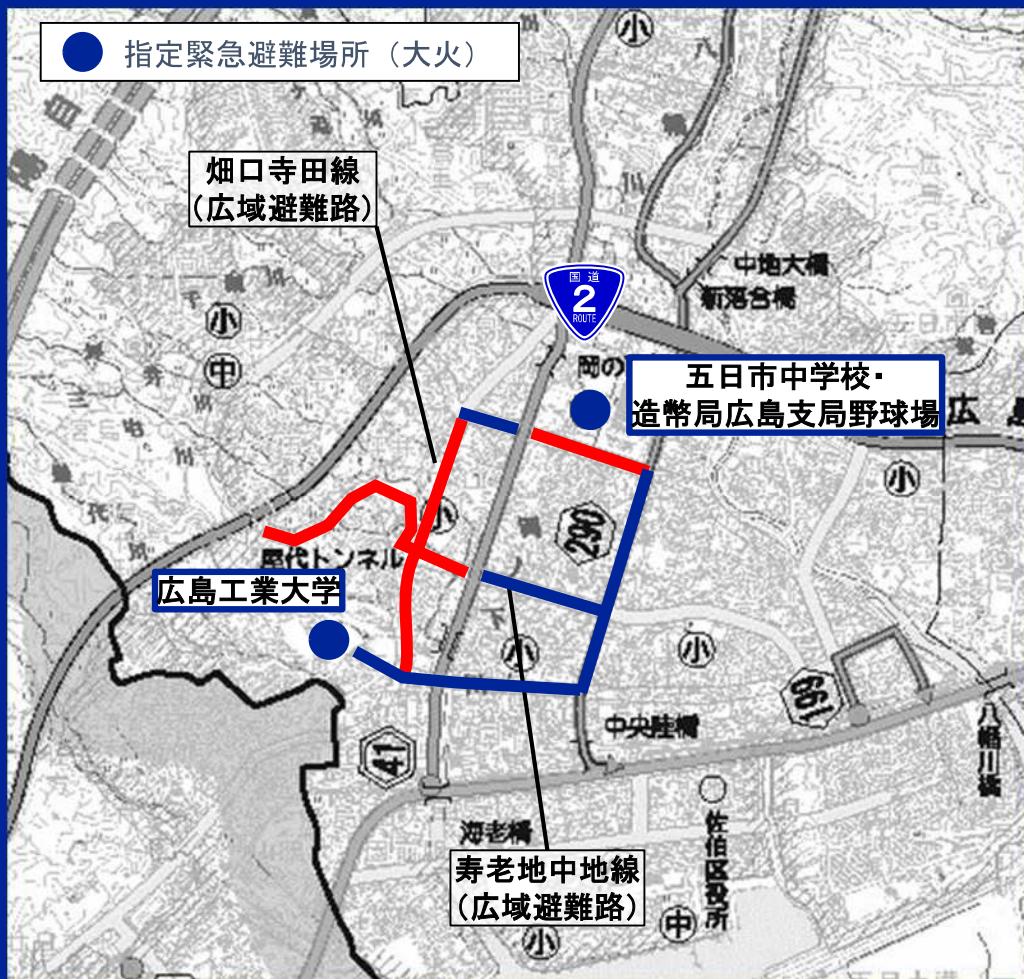
※五日市観音小学校区 R3～R5の平均

## 視点② 事業の投資効果 【B/C以外の効果(定性的効果)】

### ■事業の効果や必要性

#### 【災害への備え】

#### 広域避難路として、防災機能強化



広域避難路（広島市地域防災計画より）

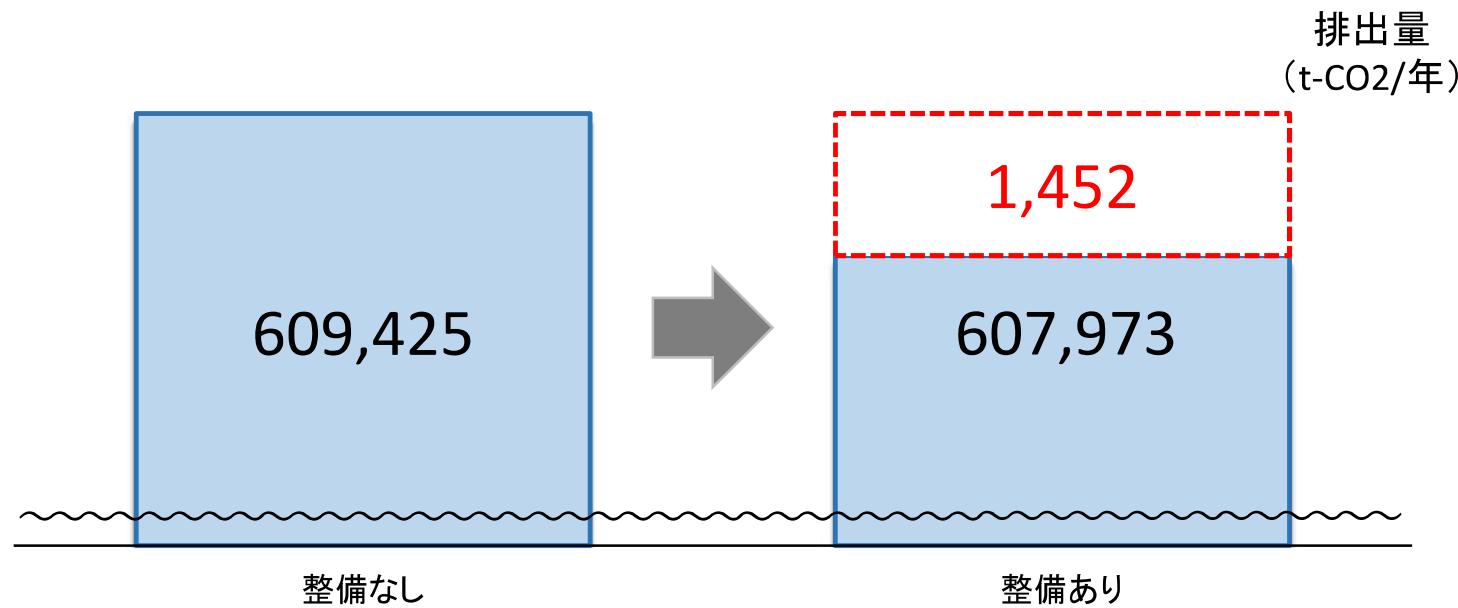
## 視点② 事業の投資効果 【B/C以外の効果(定量的効果)】

### ■事業の効果や必要性

#### 【地球環境の保全】

交通の円滑化により、渋滞が緩和され、  
自動車から排出されるCO2が削減

年間のCO2(二酸化炭素)削減量 **1,452t**



## 視点③ 事業の進捗状況

## 視点④ 事業の進捗の見込み

- 用地取得率は約57%、事業進捗率は約60%まで進捗
  - 用地取得及び道路整備を推進



## 視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

### ■コスト縮減の可能性

【道路新設工事】

建設副産物の発生抑制や再生材利用等

### ■代替案立案等の可能性

- 佐伯区内の道路ネットワーク強化
- 沿道の良好な市街地形成の促進
- 避難路や安全な通学路の確保
- 住民の期待を受けながら、用地取得及び工事を推進

△  
現行ルートが適当

# 対応方針（案）

## 【対応方針】事業継続

### 【理由と今後の方針】

畠口寺田線外1は、佐伯区内における道路ネットワークの強化や沿道の良好な市街地形成を促進する路線であり、当該地域の発展や廿日市市との連携機能の強化を促進するとともに、災害時における避難路の確保や隣接する小学校の安全な通学路を確保する重要な路線である。

これまでに約6割の用地取得を終えており、令和4年度からは一部道路新設工事を行うなど、確実に事業を推進している。

以上のことから、引き続き事業を推進する。

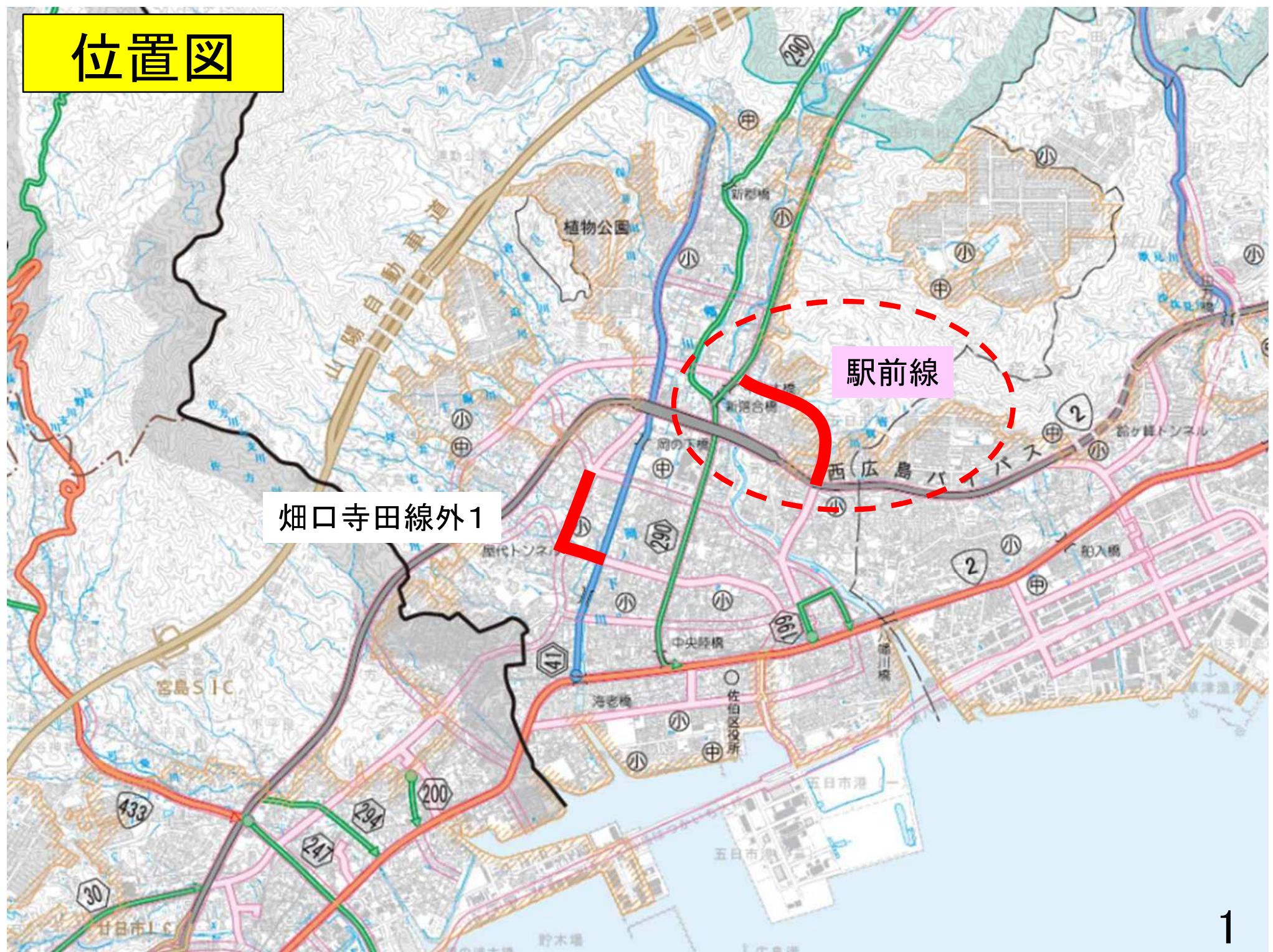
## 令和7年度 第2回 広島市公共事業再評価審議会

### 街路事業

- ・都市計画道路 畑口寺田線外1
- ・**都市計画道路 駅前線**

令和7年11月28日（金）  
広島市道路交通局道路部街路課

# 位置図



# 事業概要



# 事業概要



## 事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果  $\begin{cases} \cdot B/C(\text{定量的効果}) \\ \cdot B/C\text{以外の効果(定量的・定性的効果)} \end{cases}$

・個性ある地域の形成

・安全な生活環境の確保

・災害への備え 等

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性

対応方針の決定

## 事業再評価の方法

### ■費用便益比(B/C)の算出について

#### 【使用マニュアル】

○費用便益分析マニュアル(令和7年8月 国土交通省)

#### 【基本的な考え方】

- 道路整備を行う場合と行わない場合の便益の差を算定
- 道路整備に伴う便益の増分と費用の増分を比較

#### 【計算式】

費用便益比 (B/C) = 総便益(B)／総費用(C)

# 事業再評価の方法

## ■費用便益比(B/C)の算出について

### 【総便益(B)の内訳】

#### ○走行時間短縮便益

整備により短縮される移動時間に車種別の時間価値原単位を乗じたもの

#### ○走行経費減少便益

走行条件が改善されることにより低下する燃料費、タイヤ費、車両整備費などに車種別の走行経費原単位を乗じたもの

#### ○交通事故減少便益

交通事故により生じる損失(人的損害、物的障害、渋滞による損失)の減少

※対応方針の決定にあたっては、上記以外の定量化が難しい事業効果についても評価する。

# 事業再評価の方法

## ■費用対効果分析のフロー

### 1. 費用及び便益算出の前提

社会的割引率：4 % ※1

基準年次：評価時点（令和7年）

検討年数：50年 ※2

※1：最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。

※2：複数の区間又は箇所が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについて、それらをまとめて評価する場合は、事業全体が完成するまでの事業実施期間と耐用年数等により検討年数を設定する

### 2. 便益の算定

#### ①交通流の推計

○交通量 ○走行速度

○路線条件

#### ②便益の算定

○走行時間短縮便益

○走行経費減少便益

○交通事故減少便益

総 便 益

### 3. 費用の算定

○道路整備に要する事業費

○道路維持管理に要する費用

○道路構造物の更新に要する費用

総 費 用

社会的割引率

便益の現在価値

費用の現在価値

現在価値の算出

### 4. 費用便益分析の実施

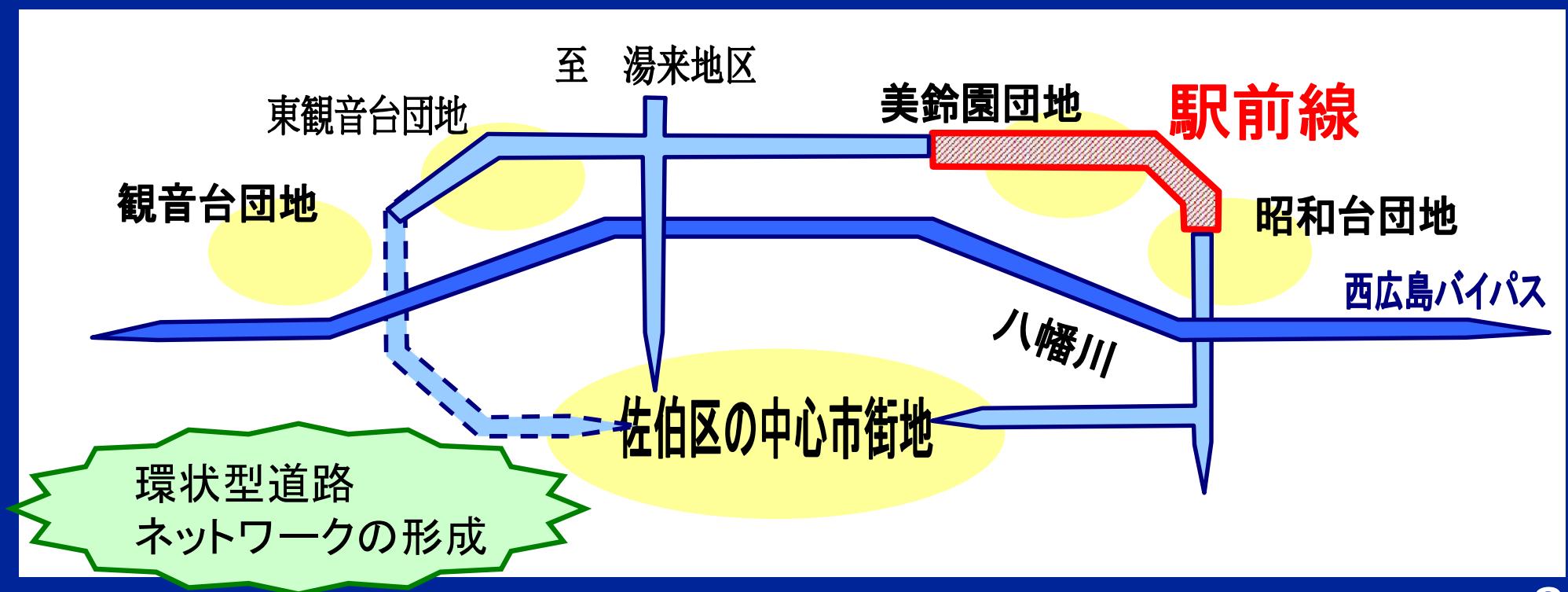
# 視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

## ■社会情勢・地域情勢の変化

- ① 佐伯区の丘陵地に点在する住宅団地の相互を連絡
- ② 佐伯区内の環状型道路ネットワークの一部を構成



地区住民を中心とした早期整備の要望



## 視点② 事業の投資効果【B/C(定量的効果)】

### ■費用対効果分析の結果(B/C)

#### 【費用便益比(事業全体)】

総便益(B)  
104億円

÷

総費用(C)  
79億円

=

費用便益比(B/C)  
1.3

【参考:費用便益比(B/C)】  
社会的割引率2%:2.1  
社会的割引率1%:2.8

#### 【費用便益比(残事業)】

総便益(B)  
104億円

÷

総費用(C)  
15億円

=

費用便益比(B/C)  
6.8

【参考:費用便益比(B/C)】  
社会的割引率2%:9.8  
社会的割引率1%:12.1

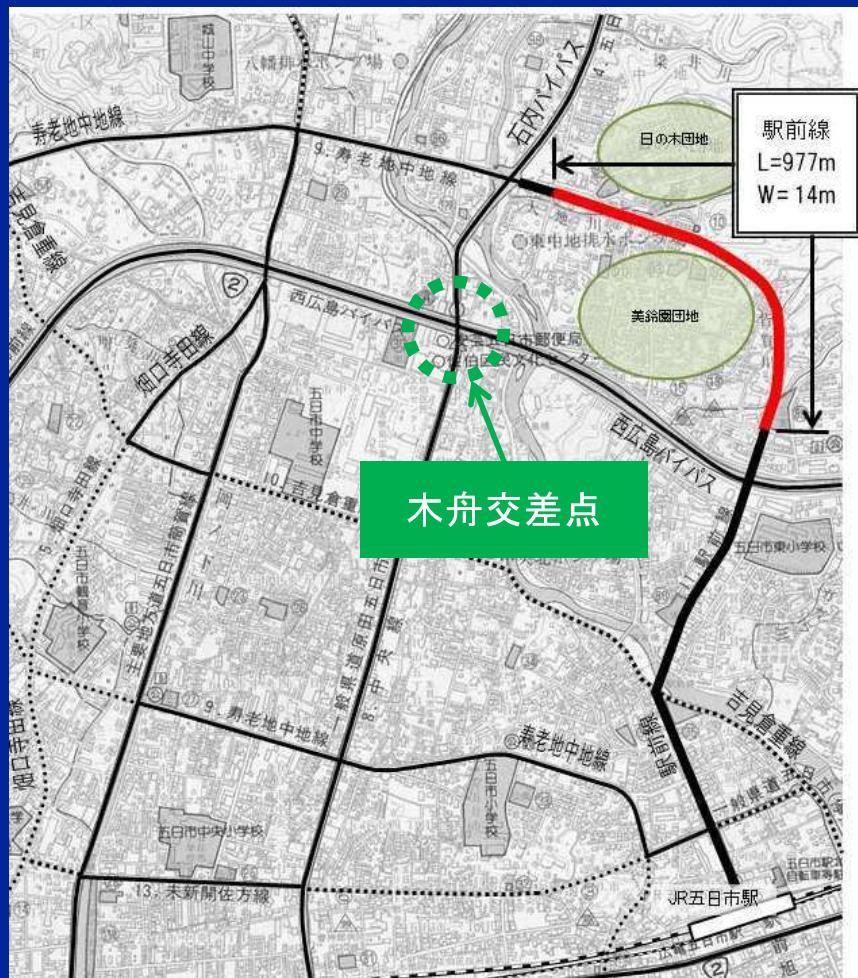
総便益(B)が総費用(C)を上回っている

# 視点② 事業の投資効果【定量的効果】

## ■事業の効果や必要性

### 【円滑なモビリティの確保】

【木舟交差点】



木舟交差点の渋滞損失時間(R22)

14.8

9.7  
万人・時間/年  
(65.5%)削減

整備なし

5.1

整備あり

【木舟交差点の渋滞の様子】



## 視点② 事業の投資効果 【B/C以外の効果(定性的効果)】

### ■事業の効果や必要性

#### 【安全な生活環境の確保】【災害への備え】

- ・広幅員の歩道整備により、安全な通学路が確保
- ・避難場所である五日市東小学校への避難路としても機能



学区内の  
事故発生状況  
**13件/年**

※五日市東小学校区  
R3～R5の平均

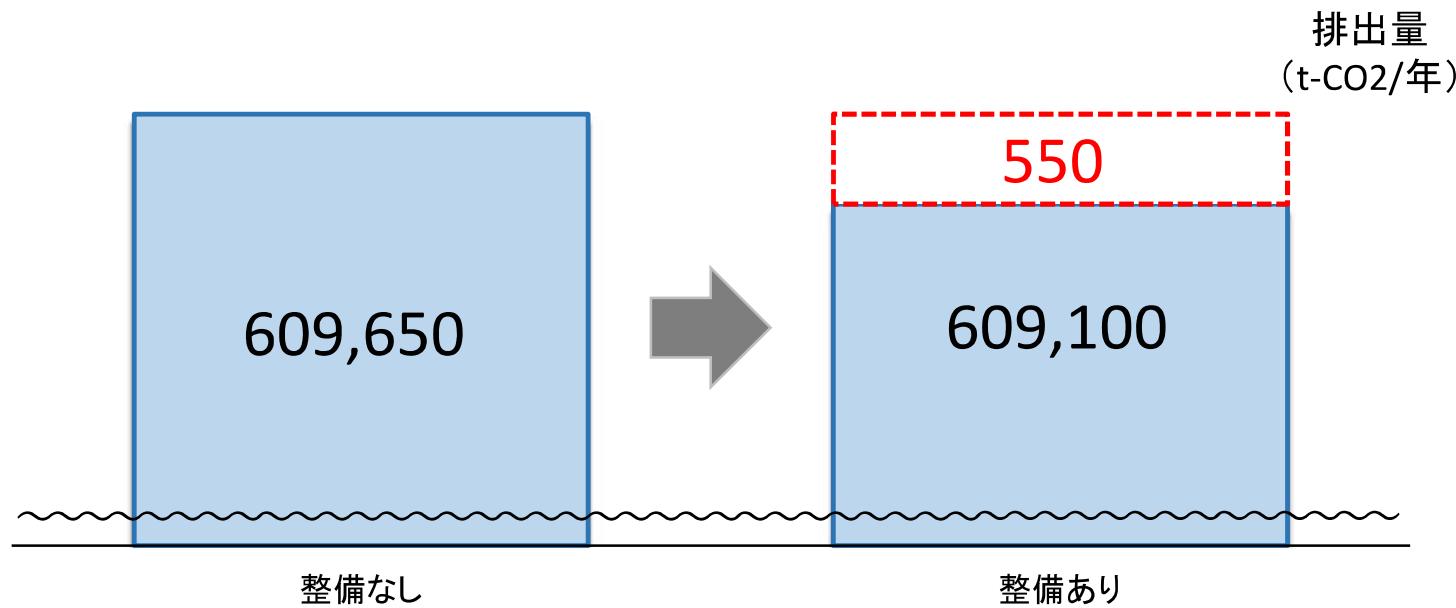
## 視点② 事業の投資効果 【B/C以外の効果(定量的効果)】

### ■事業の効果や必要性

#### 【地球環境の保全】

交通の円滑化により、渋滞が緩和され、  
自動車から排出されるCO2が削減

年間のCO2(二酸化炭素)削減量 **550t**



## 視点③ 事業の進捗状況

用地取得率は約85%、事業進捗率は約63%



## 視点④ 事業の進捗の見込み

用地取得及び道路整備を推進



## 視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

### ■コスト縮減の可能性

【道路新設工事】

建設副産物の発生抑制や再生材利用等

### ■代替案立案等の可能性

- 佐伯区内の道路ネットワーク強化
- 地区内の利便性が向上する道路
- 住民の期待を受けながら、用地取得及び工事を推進



現行ルートが適当

# 対応方針（案）

## 【対応方針】事業継続

### 【理由と今後の方針】

駅前線は、佐伯区の中心市街地周辺の丘陵地に点在している住宅団地を相互に連絡する佐伯区内の環状型道路ネットワークの一部を構成し、良好な市街地の形成や、快適な市民生活と都市活動に貢献するとともに、緊急時の避難路を確保する重要路線である。

用地取得率は8割を超え、令和6年度には山林部の工事に着手するなど、着実に事業を推進しており、地域住民からの早期整備に対する期待も大きい。以上のことから、引き続き事業を推進する。

## 広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価（概要）

### 1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局が所管する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

### 2 再評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う次の公共事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除く。

- (1) 国土交通省が費用の一部を補助又は負担する事業
- (2) 一定の事業規模を有する単独事業等

### 3 再評価を実施する事業

- (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業費が予算化された後、10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（国庫補助事業に限る。）
- (4) 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 上記(1)～(4)以外の事業で、市長が特に必要と認める事業

### 4 再評価の実施時期

再評価の実施対象に該当する年度に行う。

### 5 再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、各事業ごとに国土交通省が策定した評価手法等に基づいて行う。

### 6 公共事業再評価審議会

再評価にあたり、学識経験者等の第三者の意見を求めるため、「広島市公共事業再評価審議会」を設置する。同審議会は、再評価対象事業を審議し、意見等がある場合は、市長に提出する。

#### (1) 会議

必要に応じて隨時開催し、原則、公開とする。

#### (2) 委員

7名（学識経験者〔大学の教授等、弁護士、産業界の関係者・調査研究機関の職員〕）

#### (3) 事務局

都市整備局 都市計画課

## 広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

### 第1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 國土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「国庫補助事業」という。）

- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

### 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

具体的には、別紙-1のとおりとする。

- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適當かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）

この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

#### 4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

#### 5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、隨時再評価を実施するものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。
- (3) 第3の2または4の規定により再評価を実施する事業のうち、用地買収が完了している事業、または、当該年度の翌年度から3年以内に完了することが確実である事業については、この要領による再評価を行わないことができる。ただし、3年以内に事業が完了しなかった場合には翌年度再評価を実施するものとする。

### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

#### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は、広島市とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
  - ア 第3の1に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - イ 第3の2に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、10年目（国の個別補助制度を活用している事業については、5年目）の年度末までに実施する。
  - ウ 第3の3に掲げる事業にあっては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - エ 第3の4に掲げる事業にあっては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。
  - オ 第3の5に掲げる事業にあっては、当該年度末までに実施する。
- (3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

## 第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難い事業にあっては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ② 事業の投資効果

前回評価時に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。ただし、これを2回以上連續で行うことはできないものとする。

- ③ 事業の進捗状況

- ④ 事業の進捗の見込み

- ⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた

場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

#### 第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

##### 1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

##### 2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

##### 3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

##### 4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

#### 第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、令和2年2月18日から施行する。

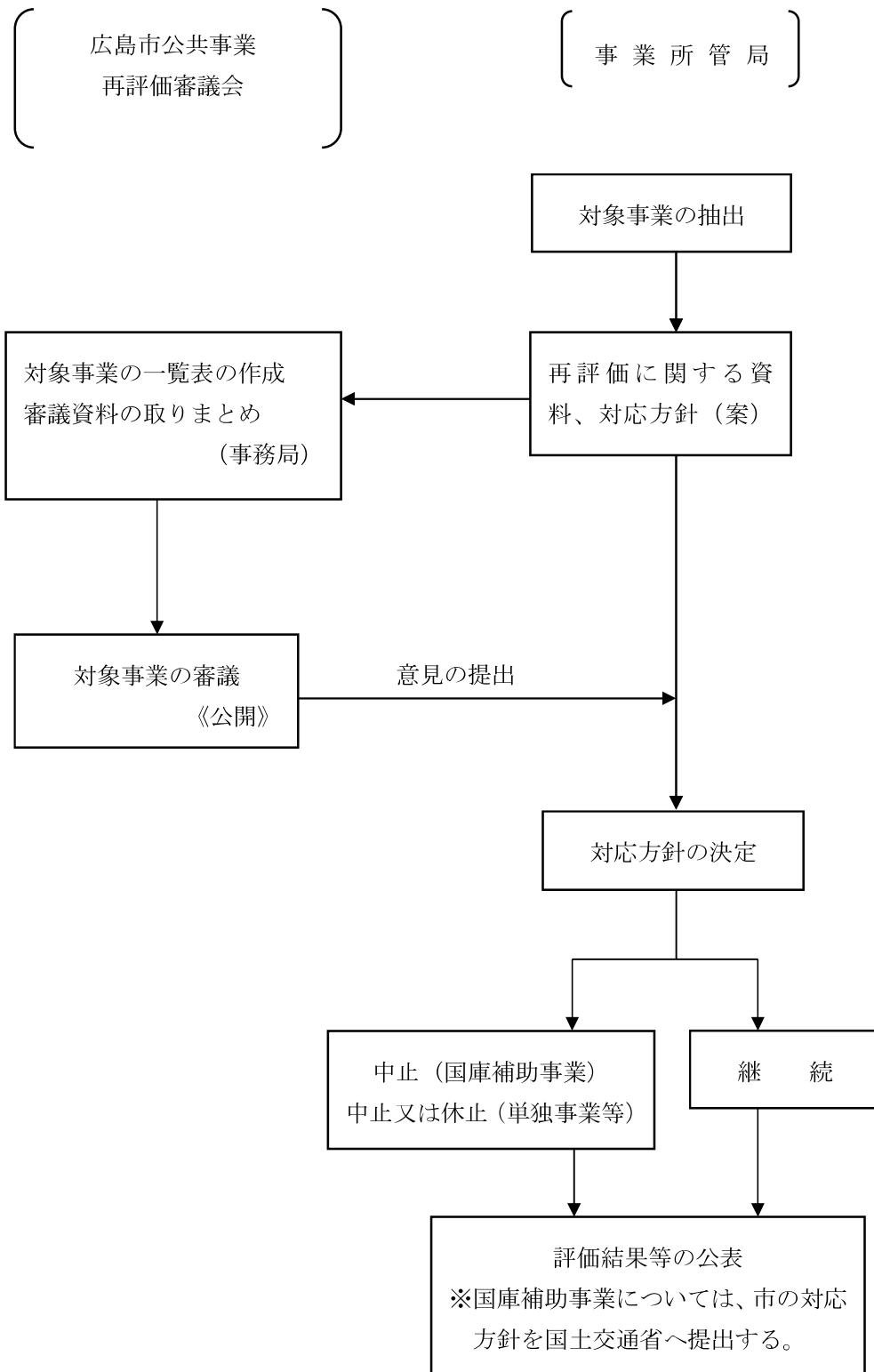
## 別紙-1

## 「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事とともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手續、仮換地指定、建物移転、工事とともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
住宅市街地整備事業		道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手續、工事とともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

## 【再評価の実施フロー図】



## 広島市公共事業再評価審議会規則

令和3年4月1日

規則第43号

## (趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共事業の再評価に関する重要な事項について審議するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

## (委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 広島市公共事業再評価審議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会長の選挙)

第2条 規則第5条第1項の規定による会長の選挙は、出席した委員（規則第4条第1項の規定に基づき委嘱された委員。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

### (会議の招集)

第3条 会議を招集する場合、会長は、会議開会の日の7日前までに、委員に通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

### (議長)

第4条 会長は、会議の議長となる。

### (会議及び審議資料の公開)

第5条 会議及び審議資料は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

### (意見の提出)

第6条 会長は、審議の結果をとりまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を報告するものとする。

### 附 則

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年 5月 28日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

広設計第107号  
令和7年10月27日

広島市公共事業再評価審議会

会長 竹田宣典様

広島市長 松井

(下水道局施設部計画調整課)



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求める。

記

1 下水道事業 三篠・観音地区大規模雨水処理施設整備事業

広路街第159号  
令和7年10月24日

広島市公共事業再評価審議会

会長竹田宣典様

広島市長 松井一實  
(道路交通局道路部街路課)



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求めます。

記

- 1 街路事業 都市計画道路 畑口寺田線外1
- 2 街路事業 都市計画道路 駅前線